

公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

(平成20年 3月修正)

(平成21年 3月修正)

(平成22年 3月修正)

(平成23年 3月修正)

(平成23年12月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

目 次

○ 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性	-----	1
○ 公社等見直しに関する実行計画		
(企画調整部所管)		
福島県土地開発公社《継続》	-----	3
(生活環境部所管)		
財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構《継続》	-----	4
(商工労働部所管)		
財団法人福島県観光物産交流協会《継続》	-----	5
(農林水産部所管)		
財団法人福島県農業振興公社《継続》	-----	7
社団法人福島県林業公社《継続》	-----	9
財団法人福島県きのご振興センター《修正》	-----	13
(土木部所管)		
福島県道路公社《継続》	-----	15
財団法人福島県下水道公社《継続》	-----	16

※ 《継続》： 現行の「実行計画」(H23.3修正)を継続
《修正》： 現行の「実行計画」(H23.3修正)を修正

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

I 「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（8団体）	
1 現行の実行計画（H23.3修正）を修正する公社等（1団体）	
公 社 名	見 直 し 方 向 性
(財)福島県きこ振興センター	<input type="checkbox"/> 平成23年度末を目途とした(社)福島県林業協会との合併
2 現行の実行計画（H23.3修正）を継続する公社等（7団体）	
公 社 名	見 直 し 方 向 性
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 <input type="checkbox"/> 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討
(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 「経営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組の実行
(社)福島県林業公社	<input type="checkbox"/> 「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組の実行 <input type="checkbox"/> 「第2次改善計画後期分期計画」の実行及び今後の公社の在り方等の検討
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る <input type="checkbox"/> 公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

Ⅱ 主体的・自立的な見直しを進める公社等（10団体）

公 社 名	見 直 し 方 向 性
(財)ふくしま自治研修センター	□ 研修部門の更なる充実と調査研究支援部門の定着に向けた主体的な取組の実行
(財)福島県文化振興事業団	□ 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)ふくしま海洋科学館	□ 「新・中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県国際交流協会	□ 「運営基本計画」に基づく主体的な取組の実行
(社福)福島県社会福祉事業団	□ 「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(公財)福島県産業振興センター	□ 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)福島県栽培漁業協会	□ 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	□ 「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(財)ふくしま市町村建設支援機構	□ 「再生計画」(アクションプログラム)の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	□ 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行

団体名	福島県土地開発公社	継続
-----	-----------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

「福島県土地開発公社経営方針」（平成20年3月改正）に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

【目標2】

継続事業の状況や関係機関の動向を踏まえ、今後の組織体制を検討する。

【公社の今後の在り方骨子】（平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定）

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制へ合理化を進めていく。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 適正な債権管理	公社は、「経営方針」に基づき、引き続き着実な債権回収を図る。 県は、関係部局等との調整を図るなど、債権回収の進行管理を行う。	18年度～ 18年度～	公社 県	

【目標2についての具体的な工程表】－継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 事業の進捗状況を踏まえた取り組み	平成25年度までの事業終了に向け、その課題等について、関係機関と調整しながら対応し、着実な事業進捗を図る。 【主な課題】 ◆あっせん等事業 土地収用手続きも含めた用地取得困難案件への対応 ◆土地取得造成等事業 ・分譲地の早期販売 ・銀行借入金の計画的な償還 ・事業の精算方法の検討	21年度～	県、公社等	常磐自動車道用地取得事業 いわき四倉中核工業団地整備事業
② 今後の組織体制の検討	債権管理の状況及び上記①の取り組みを踏まえ、業務量に応じた適切な組織体制について、他団体との統合等も含め引き続き検討する。	21年度～	県、公社	

進行管理体制

- ◇ 企画調整部土地・水調整課を中心に、関係部局等との調整を行いながら進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	修正
-----	-----------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

経営計画に基づく取組の着実な実行並びに定期的な経営計画の評価及び検証を行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－経営計画の着実な実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 経営計画の着実な実行	1 改訂した経営計画に基づく取組を着実に実行する。 ア 経営基盤の確立 ・施設利用の促進 ・経費節減の実施 ・収入増加策の取組 など イ 効果的な事業の実施 ・利用者満足度の向上 ・県民ニーズを踏まえた事業の見直し ・両館連携事業の実施 など ウ 公益財団法人移行への申請準備	22年度～	公社	
	2 公社と県等（出資者）から構成される「経営計画評価委員会」等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。		公社 県等 （出資者）	

進行管理体制

- ◇ 公社と県等（出資者）による「経営計画評価委員会」等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県観光物産交流協会	継 続
-----	-----------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

中期事業・運営計画の目標値の実現に向けた取組

【目標 1】

インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

【目標 2】

各部門相互の連携を強化すること等により、各営業施設等における収益の拡大を図る。

【目標 3】

人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織運営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

改 革 工 程 表

【目標 1 についての具体的な工程表】－戦略的な観光誘客・県産品振興

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
①県外からの観光誘客の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校訪問キャラバン、旅行エージェント招聘等を行い、首都圏、九州、北海道等からの教育旅行の更なる誘致を図る。 ○ インバウンド強化のため、海外から旅行エージェントやマスコミ招聘等を行い、特に韓国、中国、台湾等の東アジアからの誘客促進を図る。 ○ 浜・中・会津の地域特性を踏まえた各方部・季節ごとの観光キャンペーンを行い、首都圏等からの観光誘客の促進を図る。 ○ 福島空港就航先（北海道、大阪）については、旅行エージェント招聘や情報発信等を実施し、観光誘客の促進を図る。 ○ 優れた県産品を観光資源として積極的に活用する。 ○ 現地におけるオプションツアーに対するニーズが高まっていることから、旅行商品造成・販売の前提となる「旅行業」取得のための研修会を実施するなど、県内観光協会等にその取得を促し、県内観光関係団体の観光ニーズへの対応能力を強化する。 	21年度 ～ 25	協会	
②首都圏等における販路の拡大及び今後の物産展のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏スーパー、百貨店及び高級料理店等をターゲットとした積極的な県産品の販路拡大・販売促進を図る。 ○ 首都圏の流通関係者や各関係専門家の 	21年度 ～	協会	

	<p>アドバイス等を踏まえ、生産者に各種補助制度の活用を促し、商品改善等を行うことにより、商品力の強化を図り、更なる販売促進に努める。</p> <p>○ 現行物産展開催場所の維持確保と新たな物産展の開催に努めるとともに、今後の物産展の在り方について検討を行う。</p>	21年度)	協会	
--	--	-----------	----	--

【目標2についての具体的な工程表】－観光施設等の効率的運営

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①営業施設間の連携	観光物産館と浄土平レストハウスにおける仕入価格の見直しや各種企画催事の連携調整など観光三団体統合のメリットを発揮することにより、集客の増加と着実な収益の拡大を図る。	21年度)	協会	
②営業施設と観光(部)との連携	浄土平レストハウス及び天鏡閣の観光施設については、観光部との連携によりエージェント等への働き掛け等を行い、更なる誘客促進を図る。	21年度)	協会	

【目標3についての具体的な工程表】－経営基盤の強化

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①人件費・業務費の削減	業務量を踏まえた適切な人員配置に努めるとともに、業務内容の徹底した見直し・精査を行い経費の削減に努める。	21年度)	協会	
②柔軟な組織運営	<p>○ 教育旅行や国際観光など専門性の高い事業分野について、協会内に委員会を設置し、民間事業者等の意見を踏まえながら、戦略性のある効果的な事業執行に努める。</p> <p>○ 会員制度を活用して、県全域からの要望や情報収集を行い、事業内容に反映させるとともに、会員数の増加に努め、協会運営の一助とする。</p>	21年度)	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 協会自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを実施する。
 - ・協会業務連携会議（常勤役員・各部長で構成）において、随時進行管理を行う。
 - ・正副理事長会議、常務理事会（年3回以上開催）において、業務報告を行う。
- ◇ 県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言等を行う。

団体名	財団法人福島県農業振興公社	継続
-----	---------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

第三次経営合理化計画（平成18年度末策定予定）に基づき、次の各事項に取組み、累積欠損金（18年度末で約481百万円（見込み））を平成23年度末までに約351百万円（▲130百万円）に縮減する。

- ① より一層の経費節減を図る。
- ② 農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

【目標2】

開発関連長期保有地や一般長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

- ※ ①開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地とした土地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（郡山市郡山東部地区 26.9ha、会津若松市大戸地区 9.8ha、相馬市磯部地区 4.0ha、同柚木地区 7.6ha、計 48.3ha（17年度末現在））
- ②一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地で長期間保有しているもので、借入金があるもの。（所在地：6市町村、計約 17.2ha（17年度末現在））

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－第三次経営合理化計画に基づく取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 経費の節減	ア 役職員年間給与を年間約5百万円ずつ、5年間削減する。 イ 定年退職者の補充は、嘱託職員を雇用して賄う。 ウ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減する。 エ 第二次経営合理化計画の内容を継続し、県内日帰り出張の場合の日当支給は行わないこととし、旅費を年間1,300千円節減する。	19～23年度	公社	
② 収入の確保	ア 第二次経営合理化計画の内容を継続し、農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約6,900千円の手数料増収を図る。	19～23年度	公社	
④ 県の助成措置	公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を講じる。	19年度～	県	
⑤ 累積欠損金の縮減	以上の取組みにより平成18年度末約481百万円の累積欠損金を平成23年度末には約	19～23年度	公社	

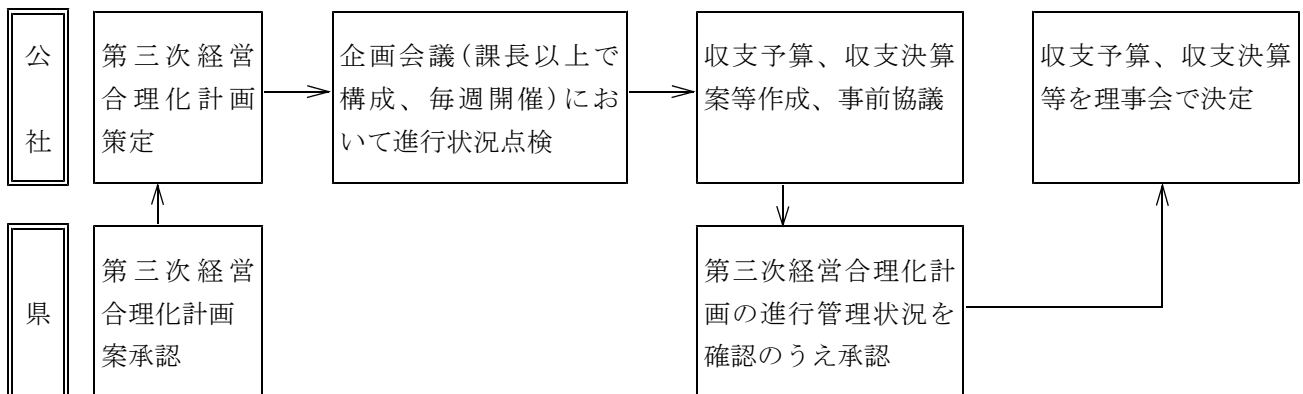
351 百万円まで縮減する。

【目標 2 についての具体的な工程表】－長期保有地の処分

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 開発関連長期保有地の処分策	<p>ア 関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方策を検討のうえ早期処分に努める。</p> <p>イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。</p> <p>ウ 売渡に当たっては、差損対策や支援対策等について関係機関とも協議しながら処分に努める。</p>	19 ～ 23 年度	公社、県等	
② 一般長期保有地の処分策	<p>ア 市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。</p> <p>イ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。</p> <p>ウ 農地価格の下落等に備えるための売買事業損失引当金の積み増しを行う。</p>	19 ～ 23 年度	公社	

進 行 管 理 体 制

◇ 農業振興公社の第三次経営合理化計画（平成 18 年度策定）については、計画策定に関係した農林総務課、農業振興課、農業担い手課及び農業振興公社において進行管理を行う。



関係課（農林総務課、農業振興課、農業担い手課）

◇ 運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	社団法人福島県林業公社	修正
-----	-------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し方向	針広混交林	80年	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

【目標2】

第2次改善計画（平成13年6月策定）期間末の平成80年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

『経営改革による長期収支改善策の概要』

区分	取組内容	改善効果(億円)
公社自らの改善策	管理費等節減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施 公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約（割合）を〔公社80：土地所有者20〕に変更 （ただし、市町村有地は〔公社90：市町村10〕に変更）	106

『公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要』

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが想定される。

また、公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

【目標3】

林業公社が新公益法人制度に移行する場合、平成25年11月までに移行申請をしなければならない。しかし、新公益法人へ移行するには財務の健全性等課題が多いことから、国や他県等の状況を注視しながら、公社の在り方について、早急に抜本的な検討を行う。

改 革 工 程 表

【目標 1 についての具体的な工程表】－森林施業の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
○ 森林施業の見直し	<p>下記事項について見直しを行い、分収割合の見直しと併せ土地所有者の理解を得た上で変更契約を締結する。</p> <p>ア 管理育成手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生産林特化」から「針広混交林」への転換 <p>これまで管理・育成してきた造林木の択伐施業の導入に併せ、針広混交林化を図ることにより、森林の公益的機能の高度発揮と管理コストの節減を図る。</p> <p>イ 契約期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行60年から80年への変更 <p>長伐期施業の導入により森林の公益的機能の高度発揮と、材価の安定、労働力の軽減を図る。</p> <p>ウ 伐採及び返還方法（分収方法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行「皆伐（換金分収）」から「択伐（換金及び材積分収）」への変更 <p>大面積皆伐を避けることにより林地保全を図るとともに、残存木については立木の状態で返還することにより、土地所有者の再造林の負担の解消を図る。</p>	18年度 ～ 80年度	公社	

【目標 2 についての具体的な工程表】－抜本的な収支改善策の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）	<p>ア 管理費等の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤役員の退職金を廃止する。 ・ 森林管理業務の委託等による業務・組織の見直しを行う。 ・ 森林の状況に適合した森林施業を実施するとともに、作業期間の一致する作業を合併発注し、諸経費の節減を図る。 ・ 可能な地域においては、異なる事業種を年度内において一括発注し、経費節減と発注作業の軽減化を図る。 <p>（◎収支改善効果 18億円）</p> <p>イ 立木販売等の増収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場、山元での立木販売以外に、直接、素材利用者（土木業者等）への保育間伐材販売に取り組む。 	18年度 ～ 80年度	公社	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材市場の動向を的確に把握するとともに、中期的な間伐材販売計画を策定し、安定した収入の確保に努める。 ・ 主伐期の有利販売方法について早期から検討を開始し、必要な業務システム及び販売体制の構築に努める。 ・ インターネット等を活用し積極的に木材販売に関する情報の提供を行う。 (◎収支改善効果 12億円) 			
	<p>ウ 無利子資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子の森林整備活性化資金の融資枠等の拡充を要請しながら積極的な活用を図る。 	18年度～	公社	
	<p>エ 借入金利子負担の軽減化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫の既往の借入金について、低利な借換制度を活用し、利子負担の軽減を図る。 	18年度～	公社	
② 繰上償還等の実施（県の支援による改善策）	<p>ア 利率3.5%超借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、日本政策金融公庫より制度上認められている利率3.5%を超える借入金の繰上償還を実施する。 (◎収支改善効果 31億円) 	18年度	公社・県	
	<p>イ 利率3.5%以下借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次経営改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成23年度以降に日本政策金融公庫借入金の全額繰上償還の実施を検討する。 (◎収支改善効果 95億円) 	23年度以降	公社・県	
	<p>ウ 日本政策金融公庫資金の新規借入中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額繰上償還後の新規公庫借入を中止することにより、借入利息の発生を防止する。 (◎収支改善効果 12億円) 	23年度以降	公社・県	
③ 造林分収契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収契約の見直しについて土地所有者の理解を得た上で、変更契約の締結を推進する。 なお、契約時から多年経過しているため、一旦全ての権利関係調査を行う。 [分収割合 公社80：土地所有者20] ただし市町村有地は [分収割合 公社90：市町村10] (◎収支改善効果 106億円) 	18年度～ 23年度	公社	18～22年度： 市町村 18～23年度： その他の土地所有者 契約件数 約3千件 契約者数 約9千人

④ 次期分期計画の策定及び実行	ア 「[改訂] 第2次改善計画分期計画」の総括 【主な事項】 ・ 経営改善重点事項の検証 ・ 分収割合見直しの課題と今後の取組	21年度	県・公社
	イ 「[改訂] 第2次改善計画次期分期計画」の策定及び実行 ・ 「[改訂] 第2次改善計画分期計画」の総括を踏まえた平成22年度からの次期分期計画を策定し、その実行を図る。	22年度 ～ 25年度	公社

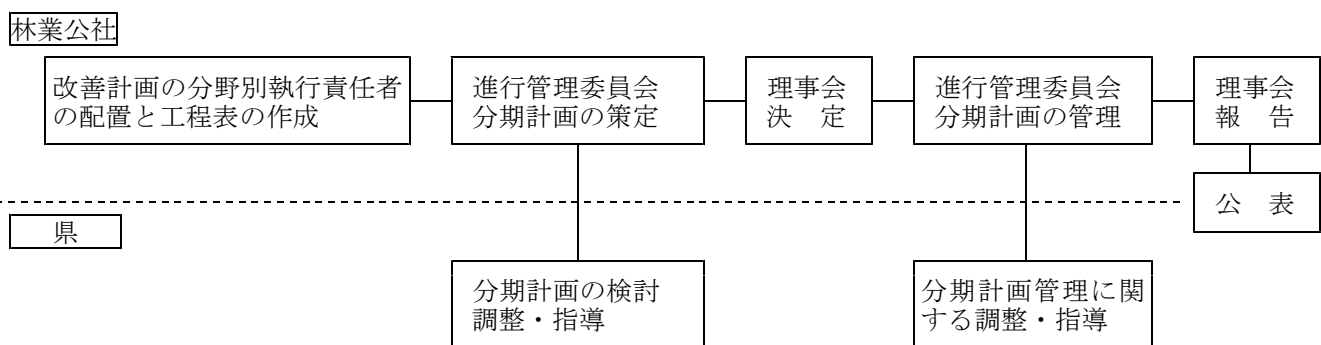
【目標3についての具体的な工程表】－抜本的な収支改善策の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 今後の公社の在り方等の検討	平成25年11月までに公益社団法人への移行申請をするには、財務の健全性等課題が多いことから、公社の在り方について、早急に抜本的な検討を行う。 【主な事項】 ・ 長期的収支の再検証 ・ 国の支援策及び他県の改革事例の情報収集 ・ 組織運営体制の在り方の検討	22年度 ～ 23年度	県・公社	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 公社の進行管理委員会において、[改訂] 第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。
- ◇ [改訂] 第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

〈進行管理の流れ図〉



※ 進行管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事及び森林整備課長を構成員とする。

- ◇ 県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県きのご振興センター	継続
-----	------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

県は、産地形成に向けて「産地化促進実施計画」等を策定し、計画的な実行と技術移転を推進するとともに、計画の進捗を踏まえ団体の育成、業務移管に取り組む。

【目標2】

財団法人福島県きのご振興センターは、社団法人福島県林業協会と平成24年3月末を目途に合併する。

改革工程表

【目標1】

【目標についての具体的な工程表】－産地化促進実施計画等の推進と公社の在り方等の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 産地化促進実施計画の策定による計画的な産地形成の推進	<p>県オリジナル品種による産地化の促進に向けた具体的な「産地化促進実施計画」を策定し、産地形成を計画的に推進する。</p> <p>1 実施計画の策定期間</p> <p>2 実施計画検討の方法 産地化促進検討会議を設置して検討する。</p> <p>3 実施計画の主な内容</p> <p>ア 産地化の予定地区の現況課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者、生産施設の現状、栽培環境状況等 <p>イ 産地化促進の実施計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の選定、担い手の確保、技術指導の実施、生産施設計画等 ・振興対策事業の実施 <p>ウ 消費拡大及び販売戦略の検討</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p> <p>19年6月</p>	県、公社	<p>【検討会議】 (構成員) 県、関係団体 (計画検討時期) 平成19年4月 ～平成19年6月</p>
② 技術移転の推進	<p>農林事務所主体の指導体制を確立するため、技術移転等に関する年度別の研修等計画を策定し、公社がこれまで培ってきた技術について農林事務所等への移転を計画的に推進する。</p> <p>1 技術移転の方法等</p> <p>ア 栽培技術指導マニュアルの作成</p> <p>イ 技術講習会、現地研修会の開催</p>	<p>19年度 ～ 23年度</p>	県、公社	
③ 団体の育成、業務移管の取組み	<p>産地化促進実施計画の進捗状況を踏まえ、生産者の組織化とネットワーク化による組織の強化を進め、種菌の増殖・供給ができる団体の育成、公社業務の移管に取り組む。</p>	<p>21年度 ～ 23年度</p>	県、公社	
④ 公社の在り方等の見直し	<p>上記①～③を着実に実行し、公社の在り方等の見直しを行う。</p>	<p>23年度 まで</p>	県	

改 革 工 程 表

【目標2】

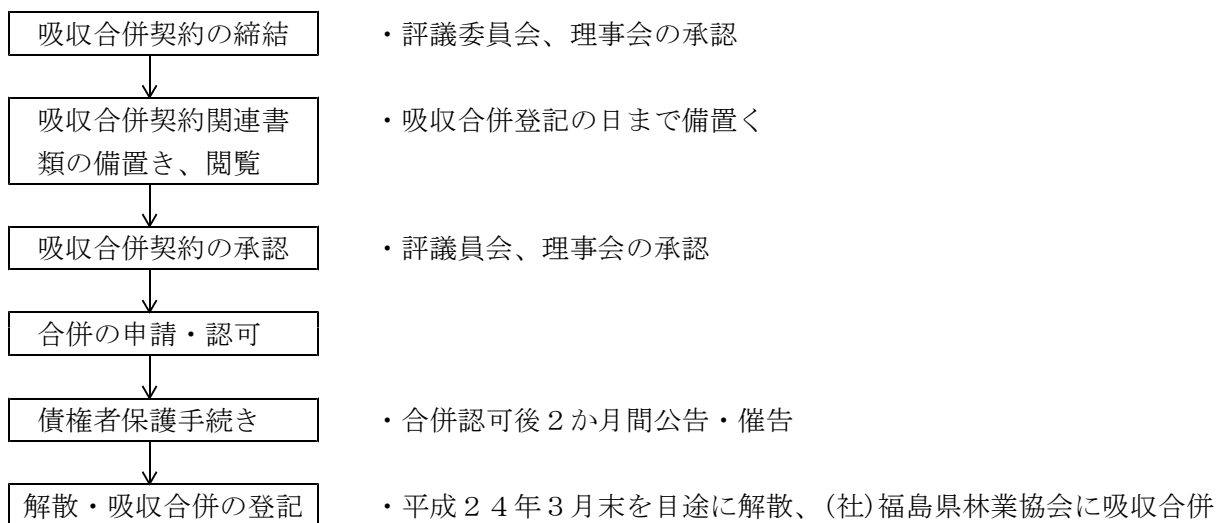
【目標についての具体的な工程表】－ 社団法人福島県林業協会との合併

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
①合併契約の締結	財団法人福島県きのご振興センターは社団法人福島県林業協会と合併契約の締結を行う。	23年 12月	公社	
②吸収合併の承認	財団法人福島県きのご振興センターは、評議員会及び理事会において合併の承認を行う。	24年 1月	公社	(社)林業協会においては、総会で合併の承認手続
③吸収合併及び解散の登記	財団法人福島県きのご振興センターは解散の登記手続を行う。	24年 3月	公社	(社)林業協会においては、吸収合併の登記手続

進 行 管 理 体 制

◇ 合併するまでの進行管理は、県が当該公社との調整を適宜行いながら進める。

〈財団法人福島県きのご振興センター〉



団体名	福島県道路公社	継続
-----	---------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

スカイライン等観光有料道路について、本県の重要な観光資源であること、山岳地帯の厳しい自然条件等により高額な維持管理費を要すること等を踏まえ、償還期限後の管理方法について検討し、その結論を得る。

【目標2】

会社の目的、果たす役割、経営状況等を踏まえ、公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直しを行う。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る	平成25年に償還期限を迎える三路線について、その後の管理方法に関する課題を整理し、今後の方向性及び進め方について合意形成に努める。 【検討内容】 ・償還期限の延長、維持管理有料制度等に関する課題の整理検討	21年度 ～ 24年度	公社・県	

【目標2についての具体的な工程表】－公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し	第2期中期経営計画(平成21～23年度)に基づき、効率的な運営と経営改善を図り、公社運営や組織体制について検討・見直しを進める。 【検討・見直し内容】 ・設計積算業務等公社への委託事業の在り方についての検討・見直し ・公社の事業内容、規模及び組織運営体制の検討・見直し	21年度 ～ 21年度 ～	県 公社・県	

進行管理体制

- ◇ 土木部と道路公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	財団法人福島県下水道公社	継続
-----	--------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。

今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、更なる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－ 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 今後の管理方式の検証	平成 20 年度から二本松処理区の維持管理を民間一括委託方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の 3 処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していく。	19 年度～	県	
	【検証の方法】 平成 20 年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員にした「民間一括制度評価委員会（仮称）」を設置し、制度を評価する。	20 年度～		
② 検証内容等を踏まえた検討	今後は ・民間一括委託方式において公社の業務となる「委託の履行確認（受託者の監視、評価等）」及び「県支援業務（委託設計作成補助等）」に取り組むとともに、民間一括委託方式の今後の評価等を踏まえた組織体制等を検討していく。	20 年度～	公社	
	・設計積算等の受託事業について、市町村のニーズを把握し、支援の充実に努める。	17 年度～		
	・下水道事業の一層の普及向上を図るため、市町村職員を対象とした研修事業や地域住民への下水道 PR 事業をこれまでの評価を踏まえて充実に図る。	19 年度～		
	・公益法人制度改革三法が平成 20 年 12 月に施行されるため、今後、当公社においても、設立趣旨を踏まえ、在り方について検討していく。	20 年度～		

③ 組織体制の見直しと新規事業の検討

二本松処理区においては、平成20年度から4年契約で民間一括委託方式の維持管理を行うことになり、公社はその履行確認業務と流域下水道建設事務所の業務補完を行う体制となる。
他の3処理区についても平成24年度までに民間一括委託方式に移行する計画であり、委託業務及び新規事業の内容に合わせた組織体制としていく。

20年度～

県・公社

進行管理体制

- ◇ ①については、土木部において進行管理を行う。
- ②については、公社において進行管理を行う。
- ③については、公社が県と調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
総括責任者：常務理事（総務） 副総括責任者：常務理事（業務）
- ◇ 公社の運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

〈参考〉

民間一括委託の段階的移行

